The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	定家本『是則集』について
Author(s)	伊井, 春樹
Citation	詞林. 1991, 10, p. 116-122
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67312
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

定家本『是則集』について

伊井　春樹

一　定家本『是則集』の書誌

定家本の『是則集』が近年になって世に出たのは、昭和十六年二月の「観空庵遺愛品入札」（東京美術倶楽部）においてで、同月十五日に下見、十八日に入札が催されたようである。観空庵（前山宏平翁）の目録を見ると、

六四　定家卿　是則集　堀田正敦箱　牛庵極

とし、表紙と本文二丁分の写真三葉が掲出される。本書に付属する資料に美術品認定書があり、それには、

昭和十六年九月二十四日
文部省
竹田儀一殿
貴殿所有ノ左ノ物件本日昭和八年法律第四十三号重要美術品等ノ保存ニ関スル件第二条ノ規定ニ依リ認定セラレタリ
右通知ス

一　紙本墨書是則集（扉題定家筆）一帖

と記され、入札があって七カ月後の日付けを見いだす。これは、その折の出品で竹田儀一氏が入手し、ほどなく重要美術品認定の運びとなったのであろう。『国書総目録』や『私家集伝本書目』などでは、いずれも「重美」として竹田儀一氏蔵であると記す。

ところで、この『是則集』が再び脚光を浴びるようになったのは、古谷稔氏が「新出の定家本是則集」(1)と題する論考を発表されたことによってで、そこでは写真をすべて示し、年表による定家の詳細な書写活動とか、定家本に添えられた資料による伝来の事情、筆跡等多方面からの考察が加えられた。もっとも、この伝来については後に述べるように資料の扱いに大きな誤りがある。古谷氏が実見される前に、呉文炳氏が『定家殊芳』(2)で、

是則集　一帖。古典籍展観入札目録（昭和三十九年四月）所見。現蔵者不知。本文四丁ウ六行から八行まで

が定家筆、他は側近子女筆。外題は定家筆。

と紹介しているように、すでに昭和三十九年の古典会に出品されており、この時点以前に竹田氏の手から離れていたと思われる。次に人の目に触れたのは、昭和五十六年十一月の東京古典会においてであり、前田家旧蔵として写真二葉とともに紹介され、それをある古書肆が入札し、翌年五月に現蔵者の大阪青山短期大学が購入して今日にいたっている次第である。古谷氏が手にしたのは、この古典会に出る前のことで、それがどのような事情であったのか知らない。

本書はタテ一六・九、ヨコ一四・一センチの小本で、表紙は瑞雲文の緞子、列帖装で、本文料紙は斐紙、一面一〇書き、墨付き七丁、前一丁、後二丁の遊紙からなる。表紙左肩に「是則集」と書した題簽（タテ一〇・九、ヨコ二・六センチ）が貼付されており、金銀泥によって枠どりがなされる。これはもと表紙の中央にあったのか、現存題簽と同じ大きさの、剥離した痕跡を見いだす。題簽には下絵があり、すでに指摘されているように定家筆の『相模集』（浅野家蔵）や『実方集』（天理図書館蔵）の表紙と同一とみてよい。丸に蝶・唐草を萩唐草文とあわせた焼絵押文の斐紙で、表紙の破損により、書名の部分だけを切り抜き、補修して貼りつけたのであろう。『相模集』（3）巻末の定家の識語によると、承久三年（一二二一）に紛失したため、嘉禄三年（一二二七）五月二十日に大宮三位本によって書写したとする。定家六十六歳の年だが、この前後に同じ表紙の『実方集』とか『是則集』などの私家集をまとめて書写したのであろうか。

見返しは金銀泥による雲霞と波文、金切箔散らし、金砂子、銀野毛を撒く。現存本の形態は、前に一丁の遊紙があり、その裏面中央に「これのり」と記され、本文は一四番歌の「いづかたか」から始められる。これは単純な綴じ誤りによって生じたことのようで、復元すると一丁表は現存諸本と共通する一番歌となり、全体では二首を欠く四三首が収められる。この本の書写者について、重要美術品認定書では「扉題定家筆」とするが、これは内題の「これのり」を指すだけなのか、外題にも及ぶのか、意図するところは判然としいない。呉文炳氏は、外題のほかに本文の四丁ウ六行から八行目までの三行も定家筆とする。これはほぼ認められるものの、それでは書写作業はどのようにして進めていったのか、別の面での興味もわいてくる。『源氏物語』の例（嘉禄元年二月十六日）のように、「家中小女」に書写させ、途中割り込んで三行だけ自ら筆を揮ったのか、依拠した『是則集』の臨模に徹し、あらかじめ製本した冊子本に、「恋部」以下の三行だけを書き込んで渡していたのか、考えられるケースとしてはこの二つのいずれかであろう。いずれにしても、今日の考えからすると奇妙な方法というほかはない。定家は三行をゆったりと書写したため、残りの余白が乏しくなり、九行目と一〇行目の歌一首はかなり行間を詰めて窮屈な状態にあるが、これは依拠した資料にできるだけ忠実に従おうとした

結果と思われる。

二　部類名家家集としての性格

糸の綴じ誤りを訂した定家本の冒頭は、

亭子の院のうたあはせ

あさみとりそめてみたれるあをやきの

いとをはゝるのかせやとくらむ

との歌から始り、諸本と共通する一番歌ではあるものの、この伝本の性格として不可欠の部類分けが存在しない。定家本では部類を一切省略する方針というわけではなく、以下「夏」「秋」「冬」「恋部」「さう（雑）の部」と部立が示され、その下に歌題としての小項目が連記される方法をとる。初めに置かれるはずの春部だけが欠けており、定家本では明らかに脱落しているといわざるを得ない。本来なかったわけではなく、伝貫之筆として知られる部類名家家集切の冒頭部が、たまたま「閑楽庵所蔵品展観目録」（大阪、昭和十三年十二月九日）に掲載されており(4)、それには、

春部

柳　桜　桃

松　鶯

亭子院哥合

あさみとりそめてみたれるあをやきのいと

をはゝるのかせやよるらむ

と、部類分けと第一首目の歌が記される。定家本では物理的な原因で一丁分が紛失したのではと考えたくもなるが、部類項目の書写にそれだけのスペースは必要ないし、半折した後半の料紙も想定しなければならなくなり、体裁の上からいっても無理である。すると、定家本の用いた伝本には、春部の部類分けを欠いていたということになろう。

部類名家家集切は『堤中納言集』や『是則集』など六集が知られており、大半は断簡として伝来しているにすぎない(5)。ただ、そのうち兼輔の『堤中納言集』は大部分の七一首が冊子の形態として秩父宮家に蔵せられ(6)、その他の古筆切と併せて一〇六首まで収集されるにいたった。この本文の考察により、断簡でしか知りえない他の家集も、もとの姿をおおよそ想定することが可能になったといえる。『堤中納言集』では、まず四季・恋・哀傷・雑に分け、さらにそれぞれに、「春部」であれば「元日　三月尽　梅　柳　桜　款冬　藤　帰雁」と小項目の部類が題として配列される。さらに、歌の初めにもこの題が再度記され、「元日」としてその歌が、「三月尽」としては「三月晦日」の歌が並べられるという体裁である。『是則集』の現存本は、すべてこの部類名家家集本の系統で、歌の部分的な欠脱とか増補によって五系統に分けられているのが実情であろう。

定家本にもどると、春部は八首、それと右に示した部類名家

家集切の目次とを重ねると、

柳　1
桜　2 3 4 5
桃　6
松　8（定家本では七首目）
鶯　7（定家本では八首目）

となる。右では私家集大成本の番号を付したが、目次の項目では「松」「鶯」の順で、注記したように定家本ではそうなっており、標準的な本文とされる書陵部本などでは順序が逆になっている。かといって、定家本では春部を欠いていることもあり、いずれの伝本も部類名家家集本を忠実に継承しているとは言えそうにない。定家本だけではないのだが、他の諸本においても、『堤中納言集』が見せていたような、歌の初めに再度題目を示す整然とした方法が徹底していなく、このあたり依拠した本文の乱れによっていると考えてよいだろう。例えば定家本では、春部の部類を持たないほか、「恋部」「ざうの部」とするものの、「秋」「冬」には「部」の語句がない。また、「秋」をとりあげると、その部類として「しぐれ　つゆ　山　水　もみぢ　きく　かり」とし、以下の歌の初めにはこれらの項目が記されたり、歌の題に見えるため重複を避けるためか、省略されてしまったりしている。こういった現象も、定家本で恣意的に取捨して書写したためではなく、部類名家家集本のすでに瑕疵を持つ転写本が流伝し、それを定家のもとで底本に用いたというこ

となのであろう。

三　定家本の伝来

定家本は、すでに述べたように現在大阪青山短期大学蔵となっているが、江戸時代には複雑な伝来の事情があったようで、すでに指摘した古谷稔氏も付属資料によってその一端を明らかにしている。この本は四重の桐箱に収められており、第一の外箱横には「紙本墨書／是則集／扉題定家／筆重要美術品」とする、認定書からの引用による付箋が押されるが、第二の箱蓋には、「是則集　全部／京極中納言定家卿筆」と打付書きされ、蓋裏には「摂津守正敦書」とし、第三の箱蓋には「定家　是則集」と定家様の筆跡による付箋が貼付される。箱書きが仙台藩主伊達宗村を父に持つ堀田正敦であったことは、この本の伝来の由緒正しさを思わせるようである。

付属資料としては、まず折紙極めとして、

是則集　全部
紙数拾枚内墨付八枚
竪五寸四分横四寸六分
右京極黄門定家卿
華翰顕然矣令予使
證之而難固辞因不

顧後見之嘲染愚筆
以加焉其罪擬擢髪
明暦三年
姑洗上旬　牛庵
随（花押）

とするのがあり、明暦三年（一六五七）三月（姑洗）上旬当時の牛庵は、二代目の君水髄世を指す。これは年代的にいって、後述するように堀田家に襲蔵されていた当時、その求めによって牛庵が極めを認めたのであろう。

次に年号のある文書としては、

請取申判金之事
黄金合参拾枚　歌書是則集之代也
右慥請取申候為其如件
堀田豊前守内
延宝四年辰四月廿七日　多賀八郎左衛門（印）
堀田左門（印）
平野九左衛門様御内
石川小右衛門殿

とするのがあり、堀田豊前守正休から黄金三十枚によって平野九左衛門長直に譲られた内容とみられる。この資料から古谷氏は、正休の父は正信、その母は若狭小浜藩主酒井忠勝娘であることから、定家本『是則集』は、

忠勝→正信→正休→平野長直

といった伝来経路をたどったのであろうと推測される。酒井忠勝を想定したのは、今日広く知られる『伴大納言絵巻』や『吉備大臣入唐絵巻』を所持者であったことによっており、そのような蔵書家であるからには定家本も架蔵していたはずであるとの判断による。

ただ、この本には古谷氏も指摘しているように各種の資料が添えられているのだが、見落されたのか伝来に関しては実は了仲の長い書付が別に存する。重要な資料なので、判読しながら全文を引用しておく（なお、読みやすいように濁点、句読点を付した）。

這是則集一冊者、定家卿之真跡希有之品、右者中比ハ大洲加藤泰義風庵□所持、時ニ閣老堀田加賀守紀正盛朝臣、当時之茶人ナレバ古筆ヲモ好マレ、依而風庵ヨリ進呈ス。正盛息筑前守正俊孫豊前守正休ニ至リテ、交代寄合ノ平野九左衛門を以而、岡田将監後豊前守善政所望シテ、家蔵トナス。代々岡田家之蔵品タリシオ、故アリテ筆跡闕々什物ドモ了仲之ヲ秘愛ス。子孫之ヲ反故スベシ。岡田善政ハ、朝鮮征伐ニ名誉アル善同ノ息也。小堀遠州ノ門人ニシテ、茶人、且定家流之能書也。

又、了仲思をノブル

外ばこ書付は、堀田正敦殿手跡也。正敦、実は仙台中将宗村ノ末男ニシテ、堀田家ヲ嗣グ。此人古学、且和哥ニ委ク、時若年寄ヲ勤ム。一代ニ三千石ヲ加増シ、世ニ高名ナル人

也。コヽニ雲州不昧君之室静楽院より子は、宗村朝臣之息女、正敦之姉より、時ニ岡田伊勢守雪台ハ不昧君ノ義子ニシテ、岡田ヲ嗣ギ、常ニ正敦ト交深ク、国学・哥人ナレバトテ、此筥認メシトナン。然レドモ正敦茶道ニ暗クシテ、麁略ナル書法、且筥ノ好モ俗作ニシテ、数奇之意ニ可ハズ。此筥ハナクトモ可ナラン歟。中ノ筥二ツハ、何人ノ作意ナル哉。凡慮ノヲヨバザル気韻、賞スルニ余リアリ。

これによって、これまでまったく知られなかった伝来の事情がかなり鮮明になってきた。この定家本は、もと伊予大洲藩主加藤泰義の蔵書で、茶人であり古筆にも関心を持っていた堀田正盛に贈呈されたのだという。たんにそれだけの理由によるのか、ほかに手放さなければならないいきさつがあったのかは不明である。正盛から息子の筑前守正俊へ、さらに孫の豊前守正休に伝えられ、それが平野九左衛門の仲介によって岡田将監善政の所有に帰すことになる。初めに示した文書は譲渡状ではなく仲介状だったわけで、このようにして延宝四年四月に堀田正休から岡田善政へと売買による移動がなされたのである。その後、どのような事情があったのか、岡田家の什物は古筆了仲が手にし、「子孫之ヲ保護スベシ」とするので、古筆家の蔵品として伝えられたのであろうか。

さらに了仲はこの定家本に関する思いを追記しており、それによると岡田善政が堀田正敦に箱書きを求めたものだが、正敦は古学や和歌に通じ、政治家としても有能ではあるものの、茶道には疎く、それだけに題字も粗略だという。しかも、箱の好みも俗で、むしろ箱は無くてもよいとまで記す。ただ、中箱は気韻があり、凡慮のおよばないすばらしさがあるとする。正敦筆の外題が見られるのは外から二番目の箱で、「中ノ筥」というのは、黒漆塗りの三番目ないしは四番目の箱を指すのであろうか。すると、江戸の初期においてすでに三個の箱に納められていたようで、現在のもっとも外にある塗りのない桐箱はそれ以降に作られたようである。

このようにして、了仲の書付けによって定家本の伝来は、

加藤泰義→堀田正盛→正俊→正休→岡田善政→了仲

という経路まではたどることができた。その他の添付資料とし、「先刻御返礼被拝見候、哥書之代黄金卅枚被遣云々」とする書状があるが、三十両ということからすると、延宝四年の正休の売り値なので、その折に関するものであろうか。また、

是則集全部外題並ニ定家卿之筆代物之儀不案内御座候而判金五拾枚程可仕之候以上

二月十日　　皐山牛庵（印）

といった文書も見いだすものの、この五十両はいつの時点での売買か判然としない。ともかく、この『是則集』は本文も定家筆として珍重され、資料としてたどれるところでは古筆家の什物として伝来していたことは確かなようである。その後は初めにもどるが、加賀前田家の蔵品となり、そこから観空庵へ、さらに入札によって竹田氏と手渡っていったのであろう。

〈付記〉定家本『是則集』の調査および本誌への使用をお許しいただいたのは、大阪青山短期大学学長塩川利員氏および短期大学当局の御芳情によることを、末尾ながら記して、心より御礼を申し上げたい。

注

(1)「MUSEUM」第二六号（昭和四九年三月）

(2)一九六七年刊、理想社

(3)『相模集』（昭和一八年刊、古典保存会）

(4)拙編『古筆切資料集成』巻三（一九八九年刊、思文閣出版）

(5)久保木哲夫著『平安時代私家集研究』（昭和六〇年刊、笠間書院）

(6)徳川義宣「堤中納言集と名家歌集」（「墨美」一二六号、昭和三八年四月）